



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡村

日医発第 514 号（保険）
令和 7 年 7 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

7 月のマイナ保険証利用促進周知のお願い
(10 月の医療 D X 推進体制整備加算見直しを踏まえ)

令和 7 年 10 月に医療 D X 推進体制整備加算の見直しが予定されており、その際、これまでの状況を踏まえると、マイナ保険証利用率の実績要件も引き上げられる可能性があります。その場合、10 月の算定に必要な利用実績としては、3 カ月前の令和 7 年 7 月の利用率が用いられることになります。従いまして、7 月中に患者に働きかけてマイナ保険証の利用を促進し、利用実績を高めておくことが重要になりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

医療 D X 推進体制整備加算の実績要件見直し

令和 7 年 10 月以降の実績要件については、令和 7 年 1 月 29 日付け中医協答申書「附帯意見」に基づき「本年 7 月頃を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に関する取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定する」とされております。

これまでの見直しの度に、日本全体のマイナ保険証利用率の増大に伴い、実績要件が引き上げられてきている等の状況を踏まえると、今回の見直しでも、10 月以降は実績要件が引き上げられることも予想されます。

マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものであり、医療 D X 推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の 3 月前とその前月および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

〔医療 D X 推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について〕

算定月	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和 7 年 10 月の算定	令和 7 年 5 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月
令和 7 年 11 月の算定	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月
令和 7 年 12 月の算定	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
⋮	⋮		

従いまして、10月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関において7月のマイナ保険証利用率が上がるよう、院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。

院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

〔院内掲示用ポスター〕



とっても簡単！**マイナンバーカード**

1 受付
マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

2 本人確認
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診療室等での診療・処方・健診情報の
利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

**ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用**

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！

Point！
薬剤情報等の提供に**同意**をすると、
データに基づく適切な医療が受けられる！
さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point！
限度額適用認定証等がなくても、
**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。
詳しくは  **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省 日本医師会

（参考）厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html